

瑞穂市耐震改修促進計画

平成19年 3月 策定

平成24年 2月 改定

平成28年 4月 改定

令和元年 11月 改定

令和3年 6月 改定

目 次

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	2
3 建物被害の想定	3
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	4
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	7
3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	9
(1) 市有施設における耐震化	
(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	11
(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割	
(2) 市・県の役割	
2 実施する事業の方針	11
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	12
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
4 「命」を守るための多様な取組みの推進	15
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 政策を推進するための体制	16
2 安心して耐震化が行える環境整備	16
(1) 瑞穂市建築物等耐震化促進事業	
(2) 自治会等との連携	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	18
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	21
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 県等との連携	22

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく、瑞穂市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「瑞穂市耐震改修促進計画」という。）を平成19年3月に策定した。

平成28年3月に続き平成30年12月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、国の基本方針及び「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、「瑞穂市耐震改修促進計画」について、令和7年度まで5年間の計画期間とする改定を行い、耐震改修の促進を進めるものである。

また、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において7の国際目標（SDGs）が掲げられた。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり市内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震とされている。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域を中心に広い範囲で液状化が発生する可能性が高いと予測されている。

また、4つの内陸直下型地震については、それぞれの断層が存在する圏域において震度5強以上の揺れになり、一部地域においては震度6強程度の揺れが発生すると予測されている。

表1-1 想定される地震の規模（瑞穂市内）

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.92（震度6弱）	56.58
阿寺断層系地震	5.12（震度5強）	4.89
跡津川断層地震	5.28（震度5強）	7.23
養老-桑名-四日市断層帯地震	6.47（震度6強）	49.21
高山・大原断層帯地震	5.24（震度5強）	7.47

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害（瑞穂市内）

（単位：人）

想定地震	死者数	重症者数	負傷者数	要救出者数※	最大避難者数
南海トラフの巨大地震	13	23	252	67	5,905
阿寺断層系地震	0	0	15	0	367
跡津川断層地震	0	1	40	3	989
養老-桑名-四日市断層帯地震	98	173	782	513	11,399
高山・大原断層帯地震	0	0	21	0	646

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-3のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（1）建物被害

岐阜県の平野部では、山間部に比べ地震による被害が大きいと思われる。これは平野部の地盤が弱いためであり、特に沖積層の厚く堆積した地盤は軟弱であり、大きな揺れや液状化により、大きな被害を受けると予想される。瑞穂市は、このような軟弱地盤の上に位置しており、地理的には国道21号やJR東海道本線等の交通環境の良さ等から住家や工場等が建ち並び、その状況は濃尾地震や東南海地震の頃とは比べものにならないほど密集・集積した状況となっていることから、それらに対する対策が必要不可欠となっている。

（2）焼失棟数

焼失棟数が、南海トラフの巨大地震では概ね4件、養老-桑名-四日市断層帯地震では概ね31件程度と予測される。また断層近傍で多くの焼失棟数が予測されている。

表1-3 想定される建物被害（瑞穂市内）

（単位：棟）

想定地震	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	1,059	2,380	4
阿寺断層系地震	59	166	0
跡津川断層地震	162	434	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	2,434	3,766	31
高山・大原断層帯地震	110	277	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

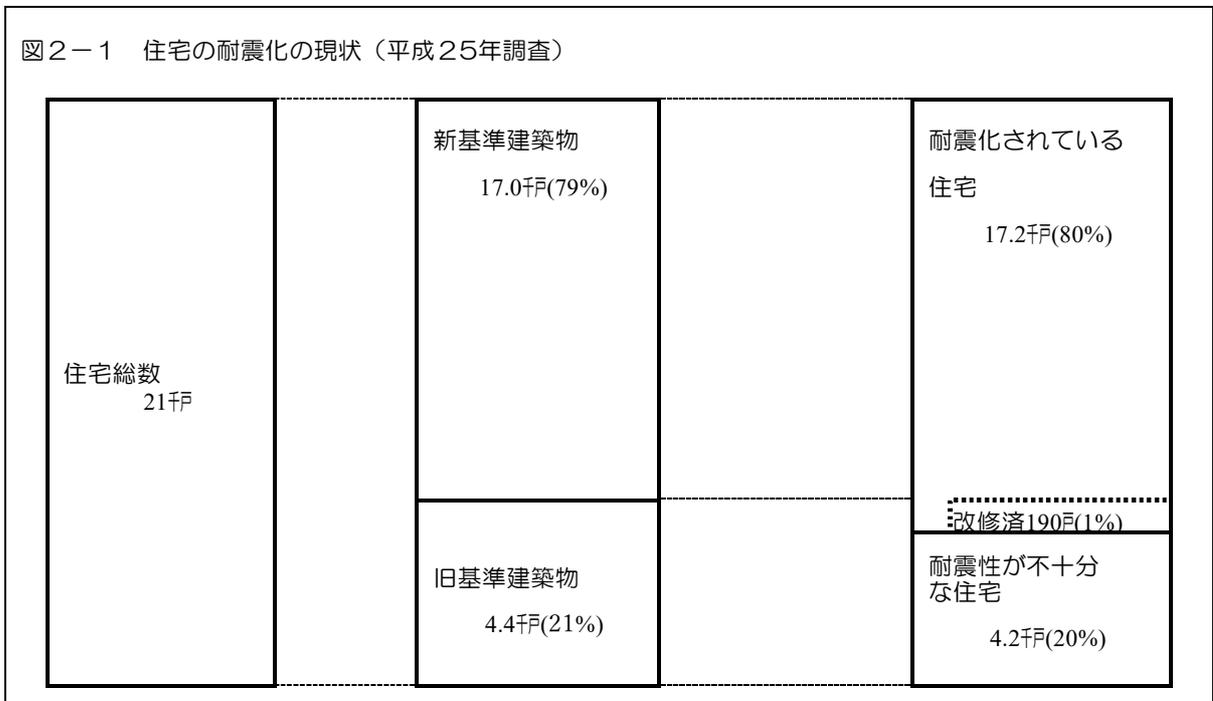
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

年代別 住宅数 建築年		平成5年調査		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年度調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	昭和35年以前	650	5	290	2	200	1	970	5	510	2	1420	7
	昭和36年～45年	1920	14	2800	17	2050	13	1260	7	870	4		
	昭和46年～55年	4640	34	3820	22	3460	21	2960	17	2950	15	2490	12
	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	190	1	540	3
	計	7210	53	6910	41	5710	35	5190	29	4520	22	4450	21
新 基 準	昭和56年～60年	3140	23	2300	14	2410	14		23		22	3660	17
	昭和61年～平成2年	1450	11	2500	15	2500	15	4090		4380			
	平成3年～7年	1760	13	3120	18	2030	12	2450	14	1720	9	1640	8
	平成8年～12年	—	—	2010	12	2350	14	2370	13	2450	12	2170	10
	平成13年～17年	—	—	—	—	1510	9	2630	15	2260	11	2070	10
	平成18年～22年	—	—	—	—	—	—	920	5	3140	16	2260	11
	平成23年～27年	—	—	—	—	—	—	—	—	1110	5	2030	9
	平成28年～30年											1070	5
	不詳	—	—	—	—	—	—	270	1	650	3	2070	10
計	6350	47	9930	59	10800	65	12730	71	15710	78	16970	79	
合計		13650	100	16840	100	16510	100	17920	100	20230	100	21420	100
耐震改修を行った住宅		未調査				380	2	450	3	290	1	190	1

※ H30年調査の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数を計上する。

瑞穂市における住宅の耐震化率の現状については、H30住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が約1万7千戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は190戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については、耐震診断結果からの推計により0戸であることから、市内の住宅総数約2万1千4百戸のうち約1万7千2百戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。

そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、それぞれの耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

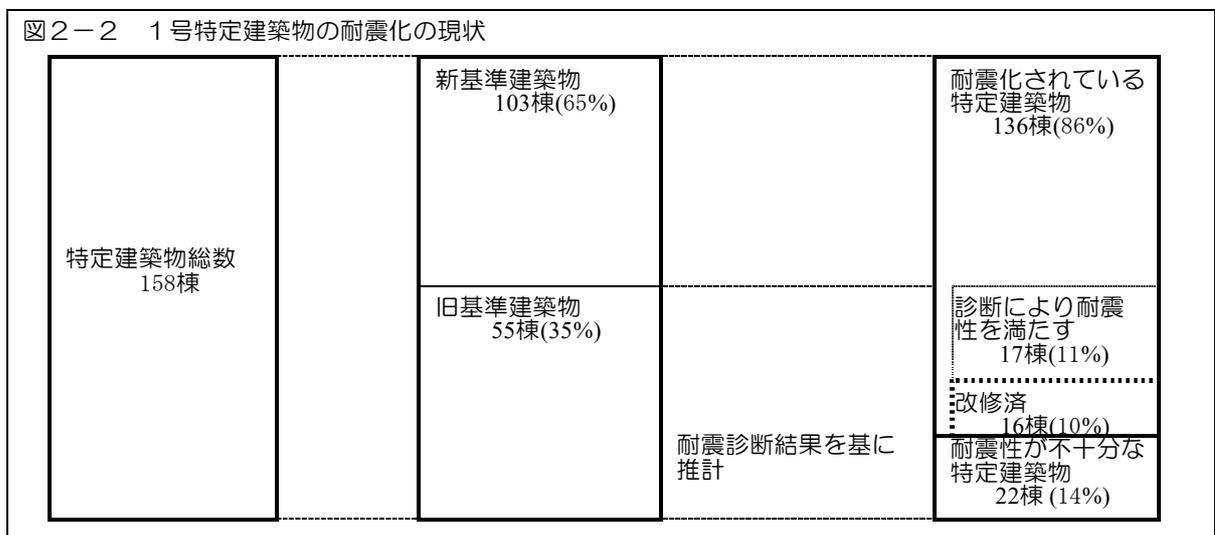
表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物 F=B+D+E		耐震化率 G=F/A
					耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	
1号	多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル賃貸住宅、事務所、工場等)	158	103	55	16	17	86%

1号特定建築物については、「新基準建築物」が103棟(65%)、「旧基準建築物」55棟(35%)のうち、「耐震改修実施済みのもの」が16棟(10%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が17棟(11%)であることから、「耐震化されている建築物」は136棟(86%)となり、市内の1号特定建築物総数158棟のうち86%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震において人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降での地震では現行基準に適合する建築物において、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの瑞穂市の取り組み

木造住宅について、耐震診断に対する補助を平成14年度から実施。耐震補強に対する補助を平成17年度から実施しているほか、その他の建築物についても平成22年度より耐震診断や耐震補強に対する補助を始めた。また当市は「防災読本」の他「ハザードマップ」を作成し、地震に対する安全対策を市民に啓発している。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

住宅の耐震化率の目標

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、平成30年度から令和7年度までの間に、住宅については約4千戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約16棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図2-3 住宅の耐震化の目標（令和7年度）

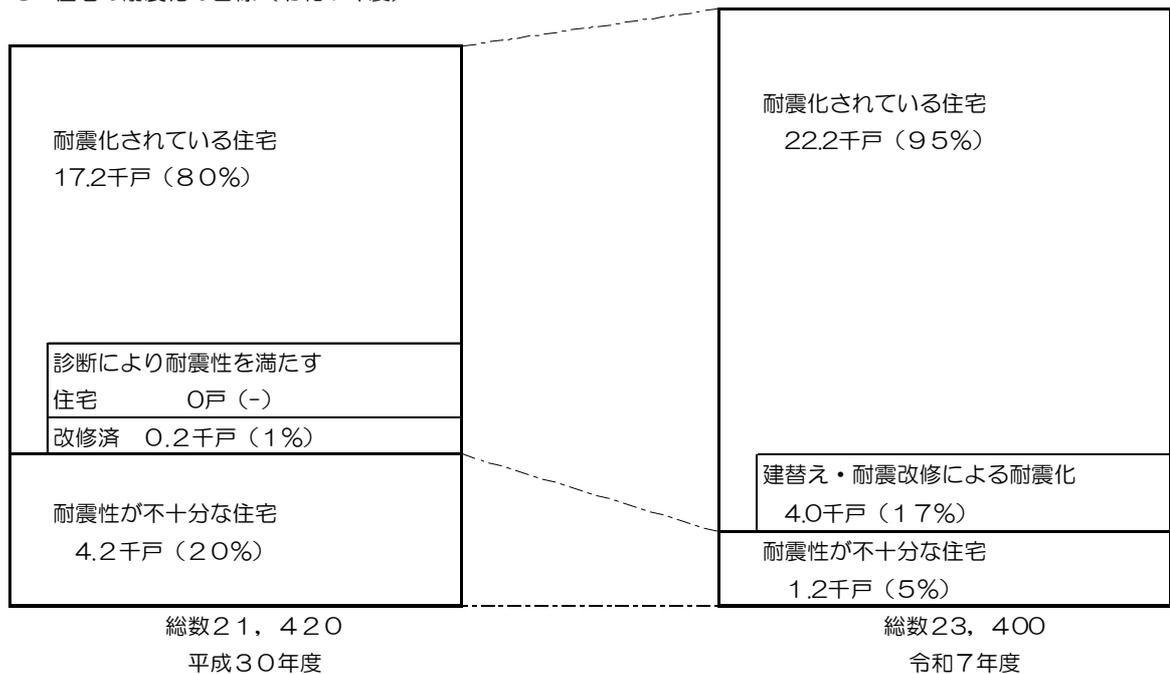
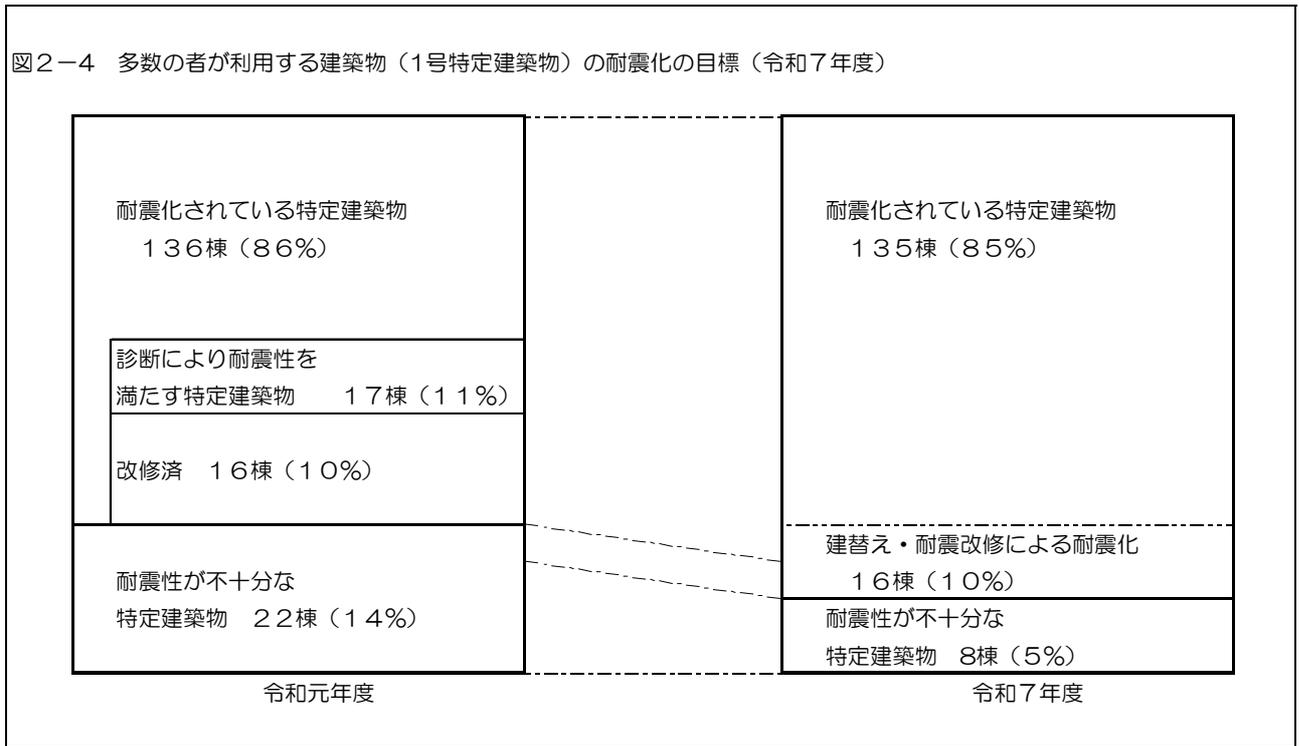


図2-4 多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化の目標（令和7年度）



3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）については、計画的に耐震化が進んでおり、平成28年3月末現在の状況は、表2-4のとおりである。

旧耐震基準で建築された市有特定建築物の21棟について耐震診断を実施した結果、耐震性が確認できたものが13棟、耐震性が不十分な建築物は8棟であった。耐震性が不十分な建築物のうち、耐震補強等により対応済みとなったものが8棟であり、市有特定建築物の耐震化は完了している。

表2-4 市有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 市有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E		
多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店 舗、ホテル賃貸住宅、事務所、工場等)	39	18	21	8	13	39	100%

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、平成21年1月より耐震診断結果の公表を行っている。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、法により特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、特定建築物以外の市有施設についても施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務がある。

今後も、建物の耐震性能、建物の用途別の重要度、及び地震発生確率を考慮のうえ、市の財政事情を勘案し耐震化を促進する。

(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

市以外の公共施設の所有者（国や県など）は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、市有特定建築物における耐震化の優先順位付けなどに準じ、建築物の耐震化を推進するよう努める。

特に、庁舎や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数のものが利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指すとともに、耐震性に関する情報の公表に取り組む。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市・県の役割

- ・市町村は国の基本指針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・市及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として耐震診断等を行い、その結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮

したうえで、耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられている。当市では、「南海トラフの巨大地震」や「養老―桑名―四日市断層帯地震」において、市内全域で多くの被害が予想されることから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への救急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路が指定されている。

また、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、住民避難や緊急車両の通行を確保するため、小中学校の指定通学路を避難路として指定し、避難路沿いに面する危険なブロック塀等の撤去等を促進する。

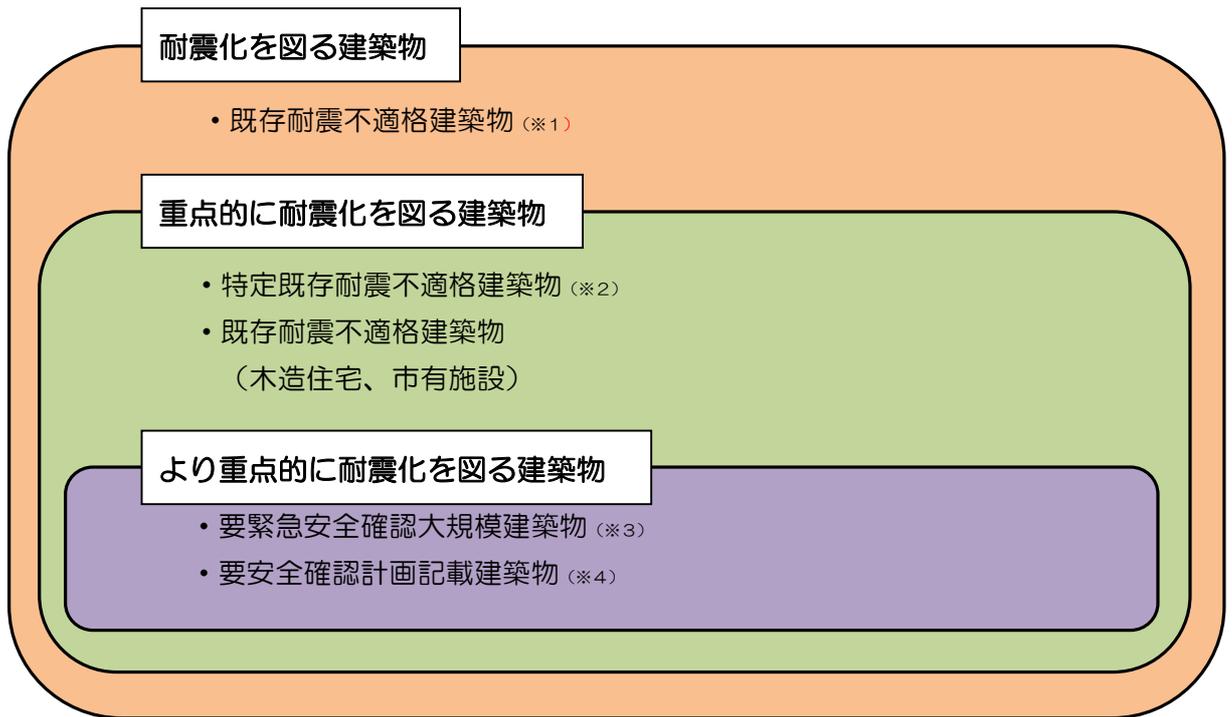
(3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築物分類



- ※1 既存耐震不適格建築物：住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しないすべての建築物
- ※2 特定既存耐震不適格建築物：学校、病院等多数の者が利用する建築物で、一定の規模以上のもの、及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物など
- ※3 要緊急安全確認大規模建築物：学校、病院等多数の者が利用する大規模な建築物で、法により耐震診断が義務付けられたもの
- ※4 要安全確認計画記載建築物：防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物で、耐震診断を義務付けるものとして市が指定したもの

表 3-1 用途別対象建築物一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	学校 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待 合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停 留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進計画 で指定する緊急輸送道路等の道路 に接する通行障害既存耐震不適格 建築物	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物	法第 5 条第 3 項第 2 号及び同法第 6 条 第 3 項第 1 号に定める道路に接する通 行障害既存耐震不適格建築物
公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）			法第 5 条第 3 項第 1 号に定める建築物

4 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら、旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命も守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討を進める。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

岐阜県では、県、市町村及び建築関係団体で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成22年に立ち上げ、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきた。今後も、県の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 瑞穂市建築物等耐震化促進事業

ア 瑞穂市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、市が行う耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業に県と協働して支援を行う。

《耐震診断》

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成22年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成20年度からは木造住宅について所有者負担を無料化し、平成26年度からは要緊急安全確認大規模建築物に対する補助を大幅に拡充している。

《耐震補強工事》

平成17年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成22年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成21年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃した。

平成28年度からは要緊急安全確認大規模建築物のうち、市と地震防災に関する協定等を締結している民間建築物について補助拡充を実施する。

イ 瑞穂市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
木造住宅耐震診断 補助事業	0	2	4	10	4	6	10	15	18	29
木造住宅耐震改修 工事費補助	—※1	—	—	0	1	0	5	4	6	8
建築物耐震診断事 業費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
分譲マンション耐 震補強工事補助	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
特定建築物耐震補 強工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0

補助事業の種類	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計
木造住宅耐震診断 補助事業	19	20	16	17	18	6	15	4	3	216
木造住宅耐震補強 工事費補助	10	3	4	3	5	3	3	2	4	61
建築物耐震診断事 業費補助	0	2	2	0	0	1	1	0	0	8
分譲マンション耐 震補強工事補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補 強工事費補助	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

※1 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向であったため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とまらないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。自治

会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動等を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援のもと、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できるようにし、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に응じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度等耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

県とともに、新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く市民に対して制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 説明会への講師派遣

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

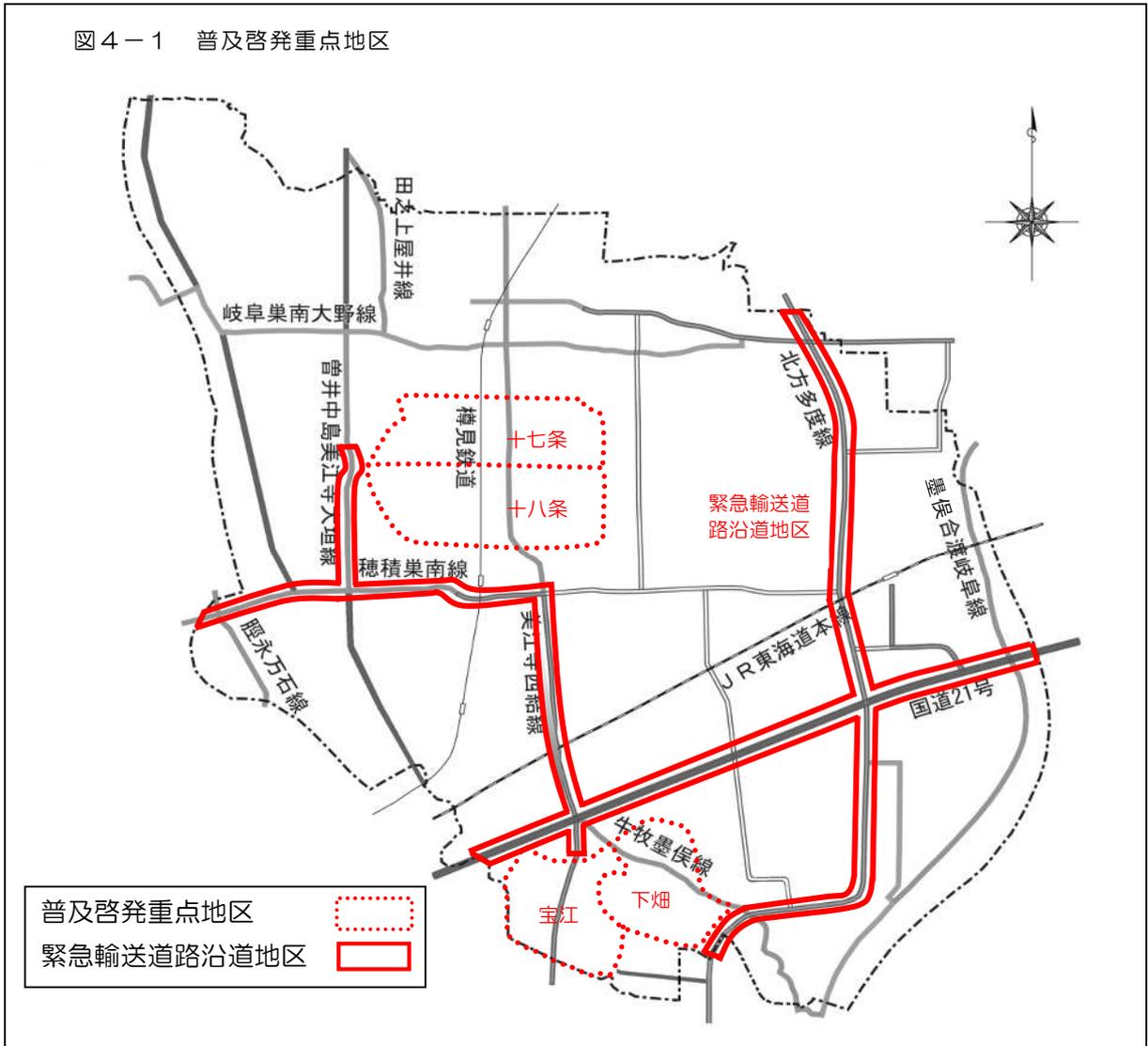
主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知を地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、建物の倒壊が延焼の拡大や住民同士の救助活動の阻害要因となり、大規模な被害発生に繋がることが予想される地区、並びに、通行確保による救助・早期復旧を図るための緊急輸送道路沿道地区を普及啓発重点地区として設定することとし、下畑、宝江、十七条、十八条のほか、緊急輸送道路沿道の地区を重点地区として位置付ける。

図4-1 普及啓発重点地区



カ 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

キ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成30年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを改正し公表している。

ク 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図

る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対する普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県内全域について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について平成 27 年度～30 年度に県 HP 等で公表している。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて当該市町村と連携しながら検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査（注）」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

（注）液状化危険度調査とは

- ・岐阜県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL 値）を公表している。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 県等との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、県等との相互調整を図りながら、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、県等と十分な連絡調整を行うとともに、連携を図りながら指導等を進めていく。